健康保険法施行規則の一部を改正する省令（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の四の次に次の一条を加える。

第一条の五　平成二十七年度及び平成二十八年度における第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「満二十四月」を「満四十八月」に改める。

一　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項第十号

二　牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第一条

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。